

指定介護予防・指定訪問看護事業

重 要 事 項 説 明 書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(富山県指定事業者番号 第 1661690048)

指定介護予防・指定訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第 35 号
(平成 18 年 3 月)、厚生省第 37 号(平成 11 年 3 月)第 8 条の規定に基づき、
利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

目 次

1	事業者	1
2	ご利用の事業所	1
3	事業の目的	1
4	運営方針	1
5	職員の配置状況	1
6	営業日・営業時間・事業の実施地域	2
7	提供するサービス利用料金	2
8	秘密の保持	3
9	苦情等の申立先	3
別紙	サービス利用料金	4

中 新 川 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン

1. 事業者

法人名 中新川広域行政事務組合
住 所 富山県中新川郡舟橋村国重2 4 2 番地 (〒930-0288)
電 話 TEL 076-464-1316 FAX 076-463-3199
代表者名 中新川広域行政事務組合 管理者 渡辺 光
法人種別 地方公共団体

2. ご利用の事業所

名 称 中新川訪問看護ステーション
所 在 地 富山県中新川郡上市町法音寺5 1 番地 (〒930-0353)
電 話 TEL 076-472-5703 FAX 076-472-5701
事業管理者 中新川訪問看護ステーション 管理者 山田 裕美子

<サテライト事業所>

名 称 中新川訪問看護ステーション立山サテライト
所 在 地 富山県中新川郡立山町前沢1 1 6 9 番地 (〒930-0221)
電 話 TEL 076-463-0616 FAX 076-463-0968

3. 事業の目的

介護保険法に基づく指定介護予防・指定訪問看護事業の提供を行います。

4. 運営方針

- ・利用者様の心身の状況を踏まえて、全体的な日常生活動作維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。
- ・事業の実施にあたっては、中新川広域行政事務組合、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、サービスの提供に努めます。
- ・看護師等の質向上を図り、業務体制を整備するため、研修機会の確保に努めます。
- ・事業に従事する職員の清潔の保持及び良好な健康状態の保持並びにステーションの設備、備品等の衛生的な管理に努めます。
- ・事業に従事し、又は従事した者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者様等の秘密を他に漏らしません。

5. 職員の配置状況

職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	員 数	区 分	職 務 内 容
管 理 者	1	常 勤	従事者の管理、利用申込みの調整、実施状況の把握 その他の管理を一元的に行います。
看 護 師	2.5 以上	常 勤 非 常 勤	訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成するとともに、指定訪問看護の提供にあたります。
理 学 療 法 士		非 常 勤	リハビリテーションを中心とした訪問看護の提供にあたります。

6. 営業日、営業時間、事業の実施地域

営業日	月曜日～金曜日 (祝日・12月29日～翌年の1月3日は除く。)
営業時間	営業日の午前8時30分～午後5時15分
実施地域	中新川区域(上市町・立山町・舟橋村) *但し要望があれば区域以外でも訪問可能

事情がある場合は、実施区域外や休日・営業時間外などであっても状態により指定訪問看護の提供を行いますので、ご相談ください。

7. 提供するサービスと利用料金

- ・当事業所では、利用者のご家庭に訪問しサービスを提供します。
- ・指定介護予防・指定訪問看護の提供開始に際しては、主治医の文書による指示に従います。
- ・当事業所は、主治医に対し、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出します。

1) 介護保険の給付の対象となるサービス

(以下のサービス概要の利用料金は介護保険負担割合証の負担割合により給付されます。)

<サービスの概要>

- | | |
|------------------|-------------------|
| ①病状・障害の観察 | ②清拭・洗髪等による清潔の保持 |
| ③食事・及び排泄等日常生活の世話 | ④褥瘡の予防・処置 |
| ⑤リハビリテーション | ⑥ターミナルケア |
| ⑦認知症患者の看護 | ⑧療養生活や介護方法の相談・助言 |
| ⑨各カテゴリー等の管理 | ⑩その他主治医の指示による医療処置 |
| ⑪日常生活の自立に向けた援助 | |

<サービス利用料金>

別紙参照

<その他>

*利用料金のお支払い方法

請求書はサービス提供月毎に計算し、翌月に発行いたします。

<口座振替での場合>

請求書発行月の末日に利用者様等の指定口座から自動引き落としとなります。領収書は、引き落とし確認後にご持参いたします。

<現金支払いの場合>

請求書発行月の末日までに訪問した看護師にお支払いください。現金と引き換えに領収書をお渡しします。

*利用の中止・変更・追加

利用者様の都合により訪問看護サービスの利用を中止・変更する場合や新たなサービスの追加を希望する場合は、サービス実施日の前日までにご連絡ください。

なお、看護師等の稼働状況によっては、使用者様が希望する日時への変更やサービスを提供することができない場合があります。この場合は、訪問日時などの協議・調整をさせていただきますので、ご了承ください。

*サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者様の体調等の理由で、予定されていたサービスの実施ができない場合は、サービス内容の変更を行います。その場合はサービス内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

＊緊急時等における対応方法

看護師等は、指定介護予防・指定訪問看護の提供中に利用者の病状の急変、その他の緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨機応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。また、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告します。

＊事故発生時における対応方法

指定介護予防・指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、中新川広域行政組合管理者、利用者の家族、その利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。（指定介護予防・指定訪問看護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合の損害賠償を含む。）

8. 秘密の保持

事業に従事し、又は従事した者は、サービス提供を行ううえで知り得た利用者及びそのご家族に関する秘密を、正当な理由なく、他の事業者及び第三者に漏らしません。ただし、サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関による審査及び他のサービス事業者、施設、病院、薬局等との連携のために利用者の個人情報を用いることがあります。

9. 苦情等の申立先

- ・当事業において提供した指定介護予防・指定訪問看護に対する要支援・要介護者等からの苦情に対しては、迅速かつ適切に対応いたします。

当事業所に対する苦情の受付窓口

中新川訪問看護ステーション管理者 山田 裕美子
電 話 076-472-5703 FAX 076-472-5701

- ・次の行政機関、その他苦情受付機関に直接申し出ることもできます。

機 関 名	連 絡 先
中新川広域行政事務 組合介護保険課	所 在 地 930-0288 中新川郡舟橋村国重2 4 2 番地 電 話 076-464-1316 F A X 076-463-3199 受付時間 8時30分～17時15分
富山県国民健康保険 団体連合会	所 在 地 930-8538 富山市下野字豆田9 9 5 番地の3 電 話 076-431-9833 F A X 076-431-9834 受付時間 8時30分～17時15分

利用料金

＜介護訪問看護サービス利用者負担額＞

令和 8 年 6 月 1 日より

訪問看護を 利用できる方	要介護等介護保険の被保険者で、主治医が訪問看護の必要性を認めた方			
利用者 負担額	サービスに要する時間	1 割負担の方	2 割負担の方	3 割負担の方
	・ 20 分未満	314 円／回	628 円／回	942 円／回
	・ 30 分未満	471 円／回	942 円／回	1,413 円／回
	・ 30 分以上 60 分未満	823 円／回	1,646 円／回	2,469 円／回
	・ 60 分以上 90 分未満	1,128 円／回	2,256 円／回	3,384 円／回
	・ 20 分/回（理学療法士訪問）	294 円／回	588 円／回	882 円／回
	初回加算（退院当日の初回訪問）	350 円	700 円	1,050 円
	初回加算Ⅱ（退院日の翌日以降の初回訪問）＊いずれか初回月のみ	300 円	600 円	900 円
	退院時共同指導加算 ＊1 回のみ（初回加算と重複なし）	600 円	1,200 円	1,800 円
	サービス提供体制強化加算 （勤務年数 7 年以上の職員が 30%以上） ＊1 回の訪問につき	6 円	12 円	18 円
	看護体制強化加算Ⅰ （緊急時訪問加算算定者 50%/6 ヶ月、 特別管理加算算定者 20%/6 ヶ月、 ターミナルケア加算算定者 5 名/年）	550 円／月	1,100 円／月	1,650 円／月
	複数名訪問看護加算 ＊同時に複数の看護師が 同意を得て訪問	30 分未満／回 254 円 30 分以上／回 402 円	30 分未満／回 508 円 30 分以上／回 804 円	30 分未満／回 762 円 30 分以上／回 1,206 円
	緊急時訪問加算Ⅰ ＊同意を得て必要時 緊急訪問を行う場合	600 円／月	1,200 円／月	1,800 円／月
	特別管理加算Ⅰ ＊気管カニューレ・留置カテーテル 使用している方	500 円／月	1,000 円／月	1,500 円／月
	特別管理加算Ⅱ ＊その他の計画的に特別な 管理を必要とする方	250 円／月	500 円／月	750 円／月
	長時間訪問看護加算 ＊特別管理対象者で 90 分以上の利用	300 円／回	600 円／回	900 円／回
	専門管理加算（ロ） ＊特定行為研修を受けた看護師が 計画的な管理を行った場合	250 円／月	500 円／月	750 円／月
	ターミナルケア加算 ＊死亡月	2,500 円	5,000 円	7,500 円
	介護職員等処遇改善加算	介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に加算率（1.8%）を乗じる		

＊介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

＊下記の時間帯でサービスを行なう場合は、通常の利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は介護保険の支給限度額の範囲であれば、介護保険給付の対象となります。オムツ代等は自己負担となります。

- ・ 夜間（18 時～22 時）及び 早朝（6 時～8 時）：25%
- ・ 深夜（22 時～翌朝 6 時）：50%

同意の確認	緊急時訪問看護加算を	同意する	同意しない
	特別管理加算を	同意する	同意しない
	複数名訪問看護加算を	同意する	同意しない
	専門管理加算を	同意する	同意しない

＊ 20分未満の訪問看護費は、週1回以上の訪問看護と併せて、予め計画されたものに限りします。

- (1) 訪問回数は、介護支援専門員のサービス提供票に依存します。
- (2) 利用者の急性増悪等により、主治医から一時的に頻回の訪問看護を行なう必要がある旨の「特別訪問看護指示書」の交付を受けた場合は、その交付から14日に限って、医療保険による訪問看護療養費を算定します。
- (3) 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。
- (4) 同時に複数の看護師等により訪問看護を行う場合、利用者やその家族等に説明、同意を得て訪問を行い、複数名訪問加算を算定します。
- (5) 緊急時訪問看護及び特別管理等の状況にある場合、利用者やその家族等に説明、同意を得てサービスを提供し、緊急時訪問看護加算・特別管理加算等を算定します。
- (6) 実施地域以外での訪問看護の場合は中山間地域等居住者提供加算として、通常の利用料金等に5%の割増料金が加算されます。
- (7) 訪問看護利用初回は初回加算を算定します。中断2ヶ月以上も初回加算が算定されます。
- (8) 病院など退院時にその病院等の主治医その他の職員と共同し在宅での療養上必要な指導を行った場合は退院時共同指導加算が算定されます。
- (9) 理学療法士の訪問は1回が20分となり、3回(60分)の場合、利用料が10%割引料金となります。
- (10) 緊急時訪問看護及び特別管理等加算の内容については別紙1を参照してください。
- (11) 特定行為に係る内容については別紙2を参照してください。
- (12) 中山間地域等に居住する方へのサービス提供加算・緊急時訪問看護加算・特別管理加算・ターミナルケア加算・サービス提供体制強化加算・処遇改善加算については、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の算定対象外となります。

本書面（指定介護予防・指定訪問看護事業重要事項説明書）に基づき重要事項並びに利用料金、緊急訪問・特別管理・専門管理・複数名加算等の説明をいたしました。

年 月 日

富山県中新川郡上市町法音寺51番地

中新川訪問看護ステーション

説明者

管理者 山田 裕美子

上記の説明を受け、了承しました。

利用者住所

氏名

代理人住所

氏名

(続柄)

利用料金

<介護予防訪問看護サービス利用者負担額>

令和8年6月1日より

訪問看護を利用できる方	要介護等介護保険の被保険者で、主治医が訪問看護の必要性を認めた方			
利用者負担額	サービスに要する時間	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
	・20分未満	303円/回	606円/回	909円/回
	・30分未満	451円/回	902円/回	1,353円/回
	・30分以上60分未満	794円/回	1,588円/回	2,382円/回
	・60分以上90分未満	1,090円/回	2,180円/回	3,270円/回
	・20分/回（理学療法士訪問）	284円/回	568円/回	852円/回
	初回加算Ⅰ （退院当日の初回訪問）	350円	700円	1,050円
	初回加算Ⅱ （退院日の翌日以降の初回訪問） ＊いずれか初回月のみ	300円	600円	900円
	退院時共同指導加算 ＊1回のみ （初回加算と重複なし）	600円	1,200円	1,800円
	サービス提供体制強化加算 （勤務年数7年以上の職員が30%以上） ＊1回の訪問につき	6円	12円	18円
	看護体制強化加算 緊急時訪問加算算定者 50%/6ヵ月 特別管理加算算定者 20%/6ヵ月	100円/月	200円/月	300円/月
	緊急時訪問加算Ⅰ ＊同意を得て必要時 緊急訪問を行う場合	600円/月	1,200円/月	1,800円/月
	特別管理加算Ⅰ ＊気管カニューレ、留置カテーテル使用している方	500円/月	1,000円/月	1,500円/月
	特別管理加算Ⅱ ＊その他の計画的に 特別な管理を必要とする方	250円/月	500円/月	750円/月
	長時間訪問看護加算 ＊特別管理対象者で90分以上の利用	300円/回	600円/回	900円/回
	専門管理加算（ロ） ＊特定行為研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合	250円/月	500円/月	750円/月
	介護職員等処遇改善加算	介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に加算率（1.8%）を乗じる		

＊介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

＊下記の時間帯でサービスを行なう場合は、通常の利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は介護保険の支給限度額の範囲であれば、介護保険給付の対象となります。オムツ代等は自己負担となります。

・夜間（18時～22時）及び 早朝（6時～8時）：25%

・深夜（22時～翌朝6時）：50%

同意の確認	緊急時訪問看護加算を	同意する	同意しない
	特別管理加算を	同意する	同意しない
	専門管理加算を	同意する	同意しない

＊ 20分未満の訪問看護費は、週1回以上の訪問看護と併せて、予め計画されたものに限りします。

- (1) 訪問回数は、介護支援専門員のサービス提供票に依存します。
- (2) 利用者の急性増悪等により、主治医から一時的に頻回の訪問看護を行なう必要がある旨の「特別訪問看護指示書」の交付を受けた場合は、その交付から14日に限って、医療保険による訪問看護療養費を算定します。
- (3) 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。
- (4) 同時に複数の看護師等により訪問看護を行う場合、利用者やその家族等に説明、同意を得て訪問を行い、複数名訪問加算を算定します。
- (5) 緊急時訪問看護及び特別管理等の状況にある場合、利用者やその家族等に説明、同意を得てサービスを提供し、緊急時訪問看護加算・特別管理加算等を算定します。
- (6) 実施地域以外での訪問看護の場合は中山間地域等居住者提供加算として、通常の利用料金等に5%の割増料金が加算されます。
- (7) 訪問看護利用初回は初回加算を算定します。中断2ヶ月以上も初回加算が算定されます。
- (8) 病院など退院時にその病院等の主治医その他の職員と共同し在宅での療養上必要な指導を行った場合は退院時共同指導加算が算定されます。
- (9) 理学療法士の訪問は1回が20分となり、3回(60分)の場合、利用料が10%割引料金となります。
- (10) 緊急時訪問看護及び特別管理等加算の内容については別紙1を参照してください。
- (11) 特定行為に係る内容については別紙2を参照してください。
- (12) 中山間地域等に居住する方へのサービス提供加算・緊急時訪問看護加算・特別管理加算・ターミナルケア加算・サービス提供体制強化加算・処遇改善加算については、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の算定対象外となります。

本書面（指定介護予防・指定訪問看護事業重要事項説明書）に基づき重要事項並びに利用料金、緊急訪問・特別管理・専門管理加算等の説明をいたしました。

年 月 日

富山県中新川郡上市町法音寺51番地

中新川訪問看護ステーション

説明者

管理者 山田 裕美子

上記の説明を受け、了承しました。

利用者住所

氏名

代理人住所

氏名

(続柄)

緊急時訪問看護及び特別管理等加算説明書

(介護保険での利用者)

中新川訪問看護ステーション

中新川訪問看護ステーションは利用者またはその家族から電話等により看護に関する意見を求められた場合 24 時間常時対応できる体制にあって緊急時訪問看護を必要に応じて行う体制を整備しました。この事より、訪問看護において緊急時訪問看護及び特別管理の状態にある利用者様の場合、下記のとおり、訪問看護利用料金が加算されます。何卒ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

緊急時訪問看護加算 24 時間対応体制にあり、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行った場合
(営業日以外の訪問の場合も含まれます。)

特別管理加算 次のいずれかに該当する状態で、特別な管理を受けている場合
在宅で医療器具を使用していて特別な管理を必要とする利用者

(Ⅰ) ・在宅麻薬注射指導管理 ・在宅腫瘍化学療法注射指導管理
・在宅強心剤持続投与指導管理・在宅気管切開患者指導管理
・気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態にある利用者

(Ⅱ) ・在宅自己腹膜灌流指導管理 ・在宅血液透析指導管理
・在宅酸素療法指導管理 ・在宅中心静脈栄養法指導管理
・在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿指導管理
・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理
・在宅肺高血圧症患者指導管理
・在宅難治性皮膚疾患処理指導管理
・人工肛門または人工膀胱を設置している状態にある利用者
・真皮を超える褥瘡の状態
・点滴注射を週 3 回以上行う必要があると認められる状態

専門管理加算 専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合
※対象の特定行為：持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整、脱水症状に対する輸液による補正
対象の利用者様には特定看護師よりご説明いたします(別紙 2)

ターミナルケア加算 死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを要介護者に対して行った場合

特定行為の提供に係る説明書

中新川訪問看護ステーション

中新川訪問看護ステーションでは、厚生労働省令で定める特定行為研修を終了した看護師が在籍しております。

特定行為の概要

医師が作成した手順書に基づき、特定行為研修を終了した看護師が、利用者様の状態を観察・判断し、栄養及び水分管理に係る薬剤（輸液、電解質製剤等）の投与量・投与速度の調整、投与の開始・中止等を行うものです。

実施される主な内容

- ・利用者様の全身状態、経口摂取量、排泄状況等の確認
- ・栄養及び水分管理に関する薬剤投与の調整
- ・必要時の医師への報告及び連携
- ・安全に配慮した継続的な観察

※具体的な内容は、利用者様の状態に応じて医師の手順書の範囲内で行われます。

期待される効果

- ・利用者様の状態変化に迅速に対応できる
- ・より適切な栄養・水分管理の提供が自宅でできる
- ・医療の質及び安全性の向上

考えられるリスク・不利益

- ・薬剤投与に伴う一般的な副作用や合併症
- ・状態変化により、追加の処置や医師の介入が必要となる可能性

※異常が認められた場合は、速やかに医師へ報告し、適切に対応します。

同意について

- ・本同意は、いつでも撤回することができます。
- ・同意しない場合でも、利用者様に不利益が生じることはありません。

個人情報の取り扱い

- ・本行為に関連して得られた個人情報は、目的以外には使用せず適切に管理されます。

特定行為の提供に係る同意書

【提供する特定行為実践】

栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連

- ・持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
- ・脱水症状に対する輸液による補正

特定看護師の特定行為「栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連」の実施について、説明を受け、同意します。

説明日 年 月 日

利用者氏名

代理人氏名

管理者氏名： 山田 裕美子

説明者氏名：
(特定看護師)